

人材確保奨励金等支給要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、人材確保支援事業における奨励金並びに加算金及び支援金（以下「奨励金等」という。）の支給申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 求職者が、道内にある事業所において第4条第5号に定める職種で一定期間以上雇用された場合に、就労者及び道内事業者に奨励金等を支給することにより、対象職種の人材確保を支援する。

(予算内の支給)

第3条 奨励金等は、予算の範囲内において、支給する。

(定義)

第4条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「求職者」とは、離職期間が1ヶ月以上ある者をいう。
- (2)「離職期間」とは、前企業の退職日から今回の勤務初日までの期間をいう。
- (3)「一定期間以上雇用された場合」とは、道内事業者が直接雇用した求職者との契約において、所定労働時間が週20時間以上で在職実績が31日以上あり、雇用保険の加入手続きが完了している場合をいう。
- (4)「道内事業者」とは、第15条第1号のいずれにも該当しない道内に本店（個人事業主は住所）若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、対象職種に求職者を一定期間以上雇用する者をいう。
- (5)「対象職種」とは、第5回改定厚生労働省編職業分類中、「008 建築・土木・測量技術者」、「024 医療技術者」、「028 保健医療関係助手」、「029 保育士、幼稚園教員」、「048 営業の職業」、「049 福祉・介護の専門的職業」、「050 施設介護の職業」、「051 訪問介護の職業」、「055 食物調理の職業」、「059 警備員」、「071 製品製造・加工処理工（金属製品）」、「075 機械整備・修理工」、「083 貨物自動車運転の職業」、「084 バス運転の職業」、「085 乗用車運転の職業」、「090 建設躯体工事の職業」、「091 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）」、「092 土木の職業」及び「094 電気・通信工事の職業」をいう。

第2章 奨励金（個人）

(支給対象となる個人)

第5条 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する個人（以下「支給対象者（個人）」という。）に支給する。

- (1) 離職期間が1ヶ月以上で、対象職種に従事する者として道内事業者と、令和8年(2026年)4月16日から令和8年(2026年)8月15日までの間に就労場所を道内とする労働条件で雇用契約を締結した上で、31日以上在職し、在職期間中は週20時間以上で就業していた事実がある者であること。
(勤務日初日は令和8年(2026年)4月16日から令和8年(2026年)7月16日までの間となる。)

(2) 次のいずれかに該当する者でないこと。

- ア 公務員
- イ 住民基本台帳法その他法令に違反している者
- ウ 第15条第5号②から⑦に該当する者
- エ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に基づく在留資格が技能実習の者
- オ 就労が認められていない外国籍の者
- カ 18歳未満の者又は新卒者
- キ 離職前後の企業等が同一の者

(支給額等)

第6条 支給対象者（個人）に対して支給する奨励金の額は、10万円とする。

2 本要綱に基づく支給対象者（個人）の奨励金の申請は一個人につき1回限りとする。

(支給申請等の手続き)

第7条 道内事業者に対象職種で雇用された求職者（以下「就労者」という。）は、雇用契約を結んだ後、人材確保奨励金等支給申請書（様式1）（以下「支給申請書」という。）を次の各号に掲げる書類とともに、北海道に提出するものとする。

(1) 支給対象者（個人）を雇用した道内事業者が作成した就業証明書兼口座振替申出書（様式2）

(2) 雇用契約日のほか、従事する労働契約の期間、就業の場所、従事すべき業務、週の労働時間などの労働基準法で明示することを定められている労働条件が記された労働条件通知書や雇用契約書などの書類の写し

(3) 離職票など離職期間（前企業の退職から勤務初日までの期間）が1ヶ月以上であることが分かる公的機関又は前企業発行の書類の写し

(4) 出勤簿の写しその他第4条第3号に定める在職と就業の事実が確認できる書類

(5) 振込先口座の預金通帳の写し（金融機関名、本支店名、店番号、口座の種別、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ）など口座情報の確認できる書類

(6) 公共職業安定所に登録された求人票、求人情報誌その他求人が掲載されていた広告媒体等（雇用事業所のホームページ等を含む。）で、対象となる求人が令和8年（2026年）2月20日以降に新規掲載されたことが分かるものの写し

(7) 免許証、マイナンバーカードなどの対象となる就労時の住所を公的に証する書類の写し1点

（免許証は両面、マイナンバーカードは表面のみとする。ただし、住民票の場合は自治体発行のものをそのまま添付（コピーは不可）。）

（外国籍の者にあつては、国籍、在留資格、在留期間等が確認できる在留カードの両面の写し。）

2 前項に規定する申請については、対象職種に31日以上在職した後、次の各号に掲げる日のうち、いずれか早い日までに提出するものとする。

(1) 勤務初日から2ヶ月以内

(2) 令和8年（2026年）9月15日

3 北海道は、支給申請書を審査し、支給の可否を決定し、人材確保奨励金等支給決定通知書（様式3）又は人材確保奨励金等不支給決定・支給決定取消通知書（様式4）により、郵送・電子メール等で申請者に通知する。

(奨励金の不正受給への対応)

第8条 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない奨励金の支給を北海道から受け、又は、受けようとした就労者に対しては、当該不正に係る奨励金について支給を取り消す、又は不支給とする。

2 不正受給であることが判明した場合には、北海道は、就労者に対して奨励金を支給しない又は支給を取消す旨を人材確保奨励金等不支給決定・支給決定取消通知書(様式4)により通知する。

3 北海道は、前項に基づく取消通知を行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(その他)

第9条 就労者は、支給申請書の提出により、北海道の求めに応じて、道内事業者が、勤務状況などの情報を提供することに同意するものとする。

2 就労者は、奨励金に関する事務のため、北海道及びその他の公的機関の実施する検査のほか、奨励金支給後に北海道が実施する調査等に協力すること。

第3章 加算金(個人)

(支給対象者(個人))

第10条 加算金は、第5条に規定する支給対象者(個人)であって、離職期間が1年以上である者に支給する。ただし、加算金の支給は当該加算金支給対象者(個人)に対して、奨励金の支給が決定された場合に限る。

(支給額等)

第11条 支給対象者(個人)に対して支給する加算金の額は、10万円とする。

2 支給対象者(個人)の加算金の申請は1個人につき1回限りとする。

(支給申請等の手続き)

第12条 加算金支給対象者(個人)は、第7条に定める手続きにおいて、支給申請者の所定欄にチェックを入れ、申請額を「200,000円」と記載し、北海道へ提出するものとする。

2 北海道は、支給申請書及び添付書類を審査し、支給の可否を決定し、人材確保奨励金等支給決定通知書(様式3)又は人材確保奨励金等不支給決定・支給決定取消通知書(様式4)により申請者に通知する。

(加算金の不正受給への対応)

第13条 不正受給であることが判明した場合には、北海道は、就労者に対して加算金を支給しない又は支給を取り消す旨を人材確保奨励金等不支給決定・支給決定取消通知書(様式4)により通知する。

(準用)

第14条 第8条第1項、第3項及び第9条の規定は、加算金に関して準用する。

第4章 支援金(道内事業者)

(支給対象者となる道内事業者)

第 15 条 支援金は、次の各号のいずれにも該当する道内事業者（以下「支給対象者（道内事業者）」という。）に支給する。ただし、支援金の支給は支給対象者（個人）の奨励金が支給決定された場合に限る。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 国、法人税法別表第 1 に規定する公共法人
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- ③ 政治団体
- ④ 宗教上の組織又は団体
- ⑤ 財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、宗教法人、法人格のない任意団体
- ⑥ 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に規定する商工会議所
- ⑦ 商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会及び北海道商工会連合会
- ⑧ 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ⑨ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に規定する中小企業等協同組合及び北海道中小企業団体中央会
- ⑩ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に規定する協業組合、商工組合及び商工組合連合会

(2) 労働関係法令をはじめとする法令を遵守する事業者であること。

(3) 第 5 条を満たす支給対象者（個人）と雇用契約を直接締結し、道内の就業場所において、自身（法人又は個人）が行っている事業に従事させていること。

(4) 令和 8 年（2026 年）2 月 20 日以降に、対象となる職種での新規求人を公共職業安定所に登録又は求人情報誌その他広告媒体等（自社のホームページ等を含む）に掲載していること。

(5) 暴力団排除に関する事項として、自己又は自事業所の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団を言う。以下同じ）
- ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④ 自己、自事業所若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 前号の②から⑦までに掲げる者がその事業に実質的に関与している法人又は個人でないこと。

(支給額等)

第 16 条 支給対象者（道内事業者）に対して支給する支援金の額は、10 万円とする。

2 支給対象者（道内事業者）の支援金の申請は、一法人又は一個人につき 1 回限りとする。

(支給申請等の手続き)

第 17 条 支給対象者（道内事業者）は、求職者と雇用契約を結んだ後、勤務初日から 2 ヶ月以内

に支給申請書（様式1）に必要事項を記入の上、第7条第1項第1号から第2号及び第5号から第6号に定める書類とともに北海道へ提出するものとする。

- 2 奨励金の支給対象者（個人）が、第7条第1項の規定に基づき、支給申請書を北海道に提出するに当たり、支給対象者（道内事業者）は、就業証明書兼口座振替申出書（様式2）に必要事項を記載し、就労者へ提供するとともに、出勤簿の写しその他支給対象者（個人）が勤務した事実を確認できる書類を支給対象者（個人）へ提供する。ただし、第7条第1項の規定に関わらず、支給対象者（道内事業者）が支給対象者（個人）に代わって、必要な書類を添えて支給申請書を北海道に提出することができる。
- 3 北海道は、支給申請書及び添付書類を審査し、支給の可否を決定し、人材確保奨励金等支給決定通知書（様式3）又は人材確保奨励金等不支給決定・支給決定取消通知書（様式4）により申請者に通知する。

（支援金の不正受給への対応）

第18条 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支援金の支給を北海道から受け、又は受けようとした道内事業者に対しては、当該不正に係る支援金について不支給とするか又は支給を取り消す。

- 2 不正受給であることが判明した場合には、北海道は、道内事業者に対して支援金を支給しない又は支給を取消す旨を人材確保奨励金等不支給決定・支給決定取消通知書（様式4）により通知する。
- 3 北海道は、前項に基づく取消通知を行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第19条 道内事業者は、奨励金及び支援金に関する事務のため、北海道及びその他公的機関が実施する検査のほか、奨励金及び支援金支給後に北海道が実施する調査等に協力すること。

第5章 その他

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は令和8年（2026年）3月12日から施行する。